



# 栃木県公報

平成24年  
7月17日(火)  
第2394号

## 目次

### 告示

○予定保安林	575
○解除予定保安林	577
○指定施業要件変更予定保安林	577
○収去飼料検査結果の概要	581
○土地改良区定款変更の認可	584

### 公告

○社団法人全国公営住宅火災共済機構平成23年度経営状況	584
○患畜の届出	585
○公共測量の実施	585
○同	585
○同	585
○同	586
○開発行為の工事完了	586

### 調達等公告

○入札公告	586
-------	-----

## 告示

### 栃木県告示第407号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7月17日

栃木県知事 福田 富一

#### I

- 1 保安林予定森林の所在場所  
那珂川町東戸田字日向261-1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、択伐による。  
字日向261-1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置

いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所  
那須烏山市八ヶ代字柳町582-1、590-1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、択伐による。  
字柳町582-1・590-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備えて縦覧に供する。〕

III

- 1 保安林予定森林の所在場所  
那須烏山市大木須字鍋田2572
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、択伐による。  
字鍋田2572（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備えて縦覧に供する。〕

IV

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日光市足尾町砂畑字川向前山4127-2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、択伐による。  
字川向前山4127-2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 栃木県告示第408号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大田原市荒井字上屋敷440-2
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 栃木県告示第409号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福 田 富 一

#### I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅳ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅴ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## VI

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## VII

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## VIII

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IX

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

X

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

XI

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## XII

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、択伐による。

那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## XIII

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

岩舟町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び岩舟町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

## 栃木県告示第410号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成24年4月

から同年6月までの間に検査した収去飼料の分析検査の概要を次のとおり公表する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福 田 富 一



栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月	試 験						概 要						
				粗たん 白 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カリウム (%)	りん (%)	揮発性 塩基性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペプシン 消化率 (%)	TDN (%)	M E (kcal/ kg)	その他 の検査 水分 (%)	違反の 内 容
真岡市 明治飼糧株式会社 真 岡センター	同左	明治配合飼料 ドラ イミックスFHX	H24.4	9.4	2.6	18.5	5.1	0.30	0.26						粗たん白 質0.6% 不足	
さくら市 カワサキコーポレー ション株式会社 氏家 事業所	同左	斉藤源憲 前期MI X	H24.5	13.9	3.0	6.0	6.6	0.37	0.58						13.2	

注) 1 試験結果の概要の欄中には個別検査項目別に分析結果を示す。

2 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足の量(絶対量)を示し、原材料について違反があった場合、その内容を記載する。

(畜産振興課)

栃木県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
北 半 田 土 地 改 良 区	平成24年7月5日

(農地整備課)

公 告

○社団法人全国公営住宅火災共済機構平成23年度経営状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成23年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福 田 富 一

1 事業実績

加入都道府市区町村会員数	679会員
加入戸数	907,205戸
共済委託契約金額	8,126,950,032千円
火災共済掛金	1,009,203千円
被災戸数	190戸
火災共済給付金	219,653千円
特定給付金	13,040千円
復興建築助成戸数	81戸
復興建築助成金	30,478千円
住宅災害見舞戸数	5,236戸
住宅災害見舞金	394,380千円
住宅防火施設整備補助会員数	137会員
住宅防火施設整備補助金	69,099千円

2 貸借対照表（平成24年3月31日現在）

I 資産の部

1 流動資産	610,695千円
2 固定資産	
(1) 特定資産	
ア 異常危険準備金資産	3,015,659千円
イ その他特定資産	1,711,114千円
(2) その他固定資産	483,347千円
資産合計	5,820,815千円

II 負債の部

1 流動負債	963,511千円
2 固定負債	3,117,524千円
負債合計	4,081,035千円

III 正味財産の部

正味財産合計	1,739,780千円
--------	-------------

負債及び正味財産合計

5,820,815千円  
(管財課)

## ○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種 類	家畜の種 類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	大田原市	平成24年7月5日	法令殺

(畜産振興課)

## ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類  
公共測量（街区基準点等のパラメーター補正）
- 作業地域  
宇都宮市
- 作業期間  
平成24年6月22日から同年8月31日まで

## ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿沼市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類  
公共測量（街区基準点等のパラメーター補正）
- 作業地域  
鹿沼市
- 作業期間  
平成24年6月28日から同年8月31日まで

## ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那須塩原市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業地域

那須塩原市

3 作業期間

平成24年6月26日から同年8月31日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量業務）

2 作業地域

下野市

3 作業期間

平成24年5月31日から同年8月31日まで

（監理課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月17日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 （工区に含まれる地域の名称）	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上三川字東館2862番の一部、2863番1の一部、2872番1の一部、2873番1、2876番4の一部	宇都宮市雀の宮一丁目17番19号	川 崑 隆

（都市計画課）

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年7月17日

栃木県産業技術センター所長 花 田 康 行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

物品1	高速度ビデオカメラ	一式
物品2	自動研磨装置	一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限

物品 1	平成24年10月31日
物品 2	平成24年10月31日

## (4) 納入場所

物品 1	栃木県産業技術センター
物品 2	栃木県産業技術センター県南技術支援センター

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、精密機械類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成24年7月30日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒321-3224 栃木県宇都宮市刈沼町367-1 栃木県産業技術センター管理部 電話028-670-3395
- (2) 入札及び開札の日時及び場所

物品 1	平成24年7月30日 午前10時	栃木県産業技術センター相談室
物品 2	平成24年7月30日 午前10時15分	栃木県産業技術センター相談室

- (3) その他 入札説明書は、平成24年7月17日から同月27日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

## 4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(工業振興課)